

平成24年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ 開催年月日 平成25年3月26日（火） 13時5分開会
14時45分閉会

◇ 開催の場所 教育委員会室

◇ 出席委員

委員長	滝菌 修	委員	津曲 貞利
委員	高島 まり子	委員	桃木野 聰
教育長	石踊 政昭		

◇ 説明のため出席した者の職氏名

管理部長	秋野 博臣	教育部長	大脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉永 真一	管理部参事(総務課長)	福田 健勇
施設課長	岩切 正己	市民スポーツ課長	林 康裕
文化課長	児玉 哲朗	管理部参事(図書館長)	岩切 尚子
学務課長	藤田 芳昭	学校教育課長	山元 秀隆
保健体育課長	向井 雄志	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	寺菌 裕之	少年自然の家所長	藤山 洋一
中央学校給食センター所長	内田 雄二郎		

◇ 書記

総務課主幹	豊廣 正志	総務課主査	山本 直英
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
 - 定第49号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 定第50号議案 代決処分の承認を求める件
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕
 - 定第51号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
 - 定第52号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則等一部改正の件
 - 定第53号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件
 - 定第54号議案 かごしま近代文学館条例施行規則一部改正の件
 - 定第55号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件
 - 定第56号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件
 - 定第57号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件
 - 定第58号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
- 6 協議事項
 - (1) 教育委員会活動の点検・評価の実施方法等について
- 7 報告事項
 - (1) 平成24年度「基礎・基本」定着度調査結果の公表について
 - (2) 平成24年度鹿児島市社会教育委員の会議について
 - (3) 国指定史跡の追加指定について
 - (4) 学校職員の事故（体罰）について
 - (5) 市議会関係の審議結果等について
 - (6) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成24年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しております、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、高島委員と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、定第49号議案及び定第50号議案につきましては、人事・人選に係る案件でありますので、傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。また、報告事項(4)の「学校職員の事故(体罰)」についても、審議の順序を入れ替えて、定第50号議案の次に関係部課長のみの出席により報告を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第49号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～～～～～～～～～～～～～～～～

定第50号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

承 認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～～～～～～～～～～～～～～

報告事項(4) 学校職員の事故（体罰）について

【本報告は非公開】

～～～～～～～～～～～～～～～～

定第51号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第51号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案綴りの4ページをご覧ください。定第51号議案、鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正の件についてご説明いたします。5ページの下の方に改正理由を記載してございます。所管を明確化するため、事務分掌を整理するものでございます。6ページの新旧対照表をご覧ください。管理部総務課関係といたしまして、かごしま教育文化振興財団の所管の明確化を図るため、企画調整係の事務分掌に条文を追加いたします。また、生涯学習課関係といたしまして、西郷南洲顕彰会の所管の明確化及び集会所、これは小松原一丁目集会所と中福良集会所でございますが、この所管の明確化を図るため、管理係及び生涯学習係にそれぞれ関係条文を追加するものでございます。この規則につきましては、平成25年4月1日からの施行を予定しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえご決定していただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第51号議案については原案どおり改正することにいたします。

～～～～～～～～～～～～～～

定第52号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則等一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第52号議案について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案綴りの7ページをご覧ください。定第52号議案は、鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則等の一部改正の件でございます。9ページの中ほどの改正理由をご覧ください。公民館などの休館日を改めるために、8件の規則改正を一括して規則を改正す

るものでございます。このことによりまして、8種類の施設の休館日を改めようというものでございます。10ページをお開きください。10ページから12ページにかけまして8つの規則の新旧対照表を掲げてございます。10ページの一番上の公民館を例にご説明いたします。左側が現行、右側が改正後となっておりますが、下線を引いてございます、現行の12月28日から翌年の1月4日までの日を12月29日から翌年の1月3日までの日に改めるものでございます。以下同様に12ページまで、新旧対照表に掲げているところでございます。この規則は、平成25年4月1日からの施行を予定しております。別紙の定第52号議案関係資料をご覧ください。以前、条例改正の際にもご覧いただいたものでございますが、今回は1番から8番までに掲げます教育委員会規則の改正を議案としてお願いしているものでございます。9、10番につきましては、既に改正を行っているところでございます。また、11番、12番の2つの案件につきましては、これは教育機関ではない施設でございますので、市の方の規則改正によりまして、同様の取扱いとすることになっております。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 なぜ前は12月28日から1月4日までとなっていたのですか。例えば、整理とか準備とか考えてしていたのですか。

委員 利便性を高めるという意味なのでしょうけど、私が高校時代を思い出すと、図書館が年末年始休みだと勉強に支障があり大変だという記憶がございます。年末年始を開館するということはできないのでしょうか。

管理部長 一部の自治体では、年中無休にしているところもあると聞いておりますけれども、年末年始に休まないといけないということは無いのでしょうか、書籍の整理ですか、機械、設備関係の点検、こういったものを年末年始の休みを当てていたりする例も多くございます。したがいまして、ご意見として私どももあることは受け止めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

委員 私が高校の時に、年末年始は有料の勉強室に行って勉強したという記憶がございます。ですから、そういうニーズもあるのだろうと思いますね。将来的に検討していただきたいと思います。

委員 貸出返却業務は大変ですよね。貸出返却業務を除いて、勉強するための開館ということも場合によっては考えられるのでしょうか。そうすると人員が少なくてすむので、ローテーションで何とかできるのではないかでしょうか。しかし、12月31日と1月1日は休まないと家のことが大変でしょう。できるだけ希望に沿うようなかたちで変則的な開館のやり方も検討しても良いのかなという気がいたします。

管理部長 社会教育施設関係は、家族の日というのも大事にしたいということもございまして、特にサンエールかごしまなど祝日は休みとか、そういったことも考えられます。ニーズとしてはあろうかと思います。また、館の運営方法もいろいろな形態があろうかと思います。ご意見とさせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第52号議案については原案どおり改正することにいたします。

～～～～～～～～～～～～

定第53号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

定第54号議案 かごしま近代文学館条例施行規則一部改正の件

定第55号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

定第56号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第53号議案から定第56号議案までは関連がありますので、一括して説明をお願いします。管理部長、説明をお願いします。

管理部長 定第53号議案から定第56号議案まではそれぞれ独立した議案でございますが、関連がございますので一括して説明させていただきたいと思います。

13ページをお開きください。こちらの方から25ページまでになりますが、代表的な例といたしまして、16ページをお開きください。定第54号議案、かごしま近代文学館条例施行規則一部改正の件を例にご説明いたします。右側の17ページの下の方、改正理由をご覧ください。財団法人かごしま教育文化振興財団が、平成25年4月1日付けで公益財団法人に移行し、名称を公益財団法人かごしま教育文化振興財団に改めることや、障害者自立支援法の名称変更等に伴い、条文の整理をするものでございます。18ページの新旧対照表をお願いいたします。18ページの中ほどに第15条の新旧対照表がございますが、そこに下線を引いてございます、現行の財団法人かごしま教育文化振興財団をかごしま教育文化振興財団に改めるものでございます。上の第5条のところでございますが、ただし書きのところに下線を引いてございますが、文言を整理したものでございます。それから、右側19ページの別表第3になりますが、下線を引いてございます、現在障害者自立支援法という法律の名称が変わりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められましたので、このように改正するものでございます。15ページにお戻りください。15ページは科学館条例施行規則の新旧対照表でございますが、上の欄が文言整理、下の欄が障害者自立支援法の名称変更でございます。続きまして、22ページをご覧ください。22ページはふるさと考古歴史館条例施行規則の新旧対照表でございますが、上の欄が文言整理、下の欄が障害者自立支援法の名称変更でございます。続きまして、25ページをご覧ください。美術館条例施行規則の新旧対照表でございますが、障害者自立支援法の名称変更でございます。これらの規則は、いずれも平成25年4月1日からの施行を予

定しております。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第53号議案から定第56号議案までについては原案どおり改正することにいたします。

～～～～～～～～～～～～

定第57号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第57号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 議案つづりの26ページをご覧ください。定第57号議案、鹿児島市立高等学校学則の一部改正の件につきまして、鹿児島市立高等学校学則第20条2の第2項を一部改正しようとするものでございます。改正内容につきましては、28ページ新旧対照表を使ってご説明いたします。留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を日本の高等学校における履修とみなし、単位を認定する際の上限を30単位から36単位に改めるものでございます。理由としましては、高等学校段階における海外への留学については、従来から学校教育法施行規則第93条第2項により30単位を上限として、単位の修得を認定するとされてきたところでございますが、国際化の一層の進展や高校生段階からの海外への留学の重要性に鑑み、認定単位の上限を拡大するために、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成22年3月24日に公布され、同4月1日より施行されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。なお、市立三高校の各学年で履修する単位数は、鹿児島商業と鹿児島女子高が30単位でございます。鹿児島玉龍が34単位でございます。今回の改正によりまして、30単位を超える高等学校におきましても、留学した生徒の単位修得について認定できるようになります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、決定していただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 今、実際に市立の高校から留学する生徒は何名位いるのですか。

学校教育課長 25年度は3校とも予定が無いということでございます。

委員 前項の規定により留学ということですけれども、前項の規定がよく分かりませんが、基本的に玉龍高校に行った場合に、1年生に入って高校2年生の時、1年間だけ留学をするというイメージの規定になるかという質問と、規定があっても、実際活用されないと意味が無いと思うのですが、玉龍高校に行って、将来を図望されるような生徒が留学をしようかなと思えるような制度は無いのかなという質問です。

学校教育課長 1つ目の規定につきましては、おっしゃるように、例えば、第2学年で留学してその部分を休学せずに、向こうでの単位を必要な履修単位に変えるということができるようになるというものでございます。それから、調べたところ、県全体では8人、9人程度の生徒が毎年留学しているようでございます。将来的に高等学校の段階で留学ということも十分に考えられるところでございます。ただ、それについての助成するような制度は、今無いところでございます。

委員 インセンティブを与えるような取組でも良いのですけど、無いのかなと思います。

学校教育課長 玉龍高校におきましては、オーストラリアのパース市との交流、それから、商業高校では、台湾の高校との交流とか留学制度も踏ました学习の充実を図ろうと、今、いろいろと準備をしているところでございます。そういうことから、高校生たちへ刺激を与えていくということは、行っているところでございます。

委員 今、県全体では8名から9名の高校生の留学があるという話ですが、これは公立、私立含めてですか。

学校教育課長 私の持っている資料は、県教育委員会の資料でございます。本県の公立高等学校のものでございます。これが外国での留学が8名、9名ということでございます。私学の方は統計資料がございません。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第57号議案については原案どおり改正することにいたします。

～～～～～～～～～～～

定第58号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第58号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 議案つづりの29ページをご覧ください。定第58号議案、鹿児島市立学校管理規則一部改正の件につきまして、鹿児島市立学校管理規則第58条第3項を一部改正しようとするものでございます。改正内容につきまして、33ページの新旧対照表を使ってご説明いたします。4の計画の欄を資料のとおりに改めるものでございます。本管理規則では、各学校で計画しております修学旅行や集団宿泊学習などの宿泊を伴う校外行事は、実施期日の20日前までに届け出るようになっておりまして、現在の様式は、複数の学年をまとめて届け出るようになっておりますが、実態としては、学年毎に実施されておりまして、実態に対応した様式に変更するものです。また、下の方の不参加者の欄につき

まして、不参加者の人数とその理由措置について届けてもらうようにしようとするものでございます。現行の方は、表記が不適切でありまして、不参加数とその下の理由措置が分かれておりまして、誤解を生ずるところがございました。そのように実態に対応した様式に変更しようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、決定していただきますようお願ひいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 休養措置の説明をしてもらえますか。

学校教育課長 表の上の方に休養措置というのがございますが、義務教育諸学校等の教育職員の休養等に関する特別措置に関する条例がございまして、その中で、教職員については長時間の時間外勤務をさせないようにすること、やむを得ず長時間の時間外勤務をさせた場合は、適切な配慮をするようにすることがございます。休養措置というのは、この条例によりまして、2泊3日の宿泊を伴う行事がございました次の日は休養措置ということで、1日休日を設定しているところがございます。それについて記載してもらうように作ってございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第58号議案については原案どおり改正することにいたします。

6 協議事項

(1) 教育委員会活動の点検・評価の実施方法等について

委員長 次に、協議事項(1)について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 協議事項関係資料①をご覧ください。平成25年・26年度の教育委員会活動の点検・評価の実施方法等につきまして、ご協議いただきたいと思います。教育委員会活動の点検・評価につきましては、20年度から法改正に基づき行っているところでございますが、23年度・24年度は、22年度に策定しました教育振興基本計画の進行管理という面で、実施していただきまして、41施策を2カ年に分けて点検・評価をいただいているところでございます。今回、協議いただく中身につきましては、教育委員会活動の点検・評価につきましては、委員の皆様方でご協議いただいて実施するということとなっております。今回の件につきましては、鹿児島市の行政評価の動向を参考にしながら改正しようとするものでございまして、施策評価を2カ年行いましたけれども、事務事業にもっとブレイクダウンしたかたちで、今回、設定をさせていただきたいということで、事務局案を作成させていただきました。資料のまず1枚目をご覧ください。1番のところで、25年度・26年度の変更点ということで書いてありますけれども、1点目が、事務事業を点検評価の対象とする。これまでには施策を対象としておりました。2点目が、事務事業毎に活動指標及び成果指標を設定する。これは、施策の評価をいただく中でも、目標指標が見えないこ

とがございましたので、これも含めて設定することにしております。3点目が、評価区分を細かく設定する。4点目が、評価対象事務事業を市長事務部局で行っている行政評価に合わせまして、第五次総合計画の実施計画に記載されている事業を対象とするということにしております。5点目、6点目には、対象事業の一部を外部の学識経験者に評価していただき、それ以外を事務局内で二次評価をすることとしております。7点目に、教育委員会の皆様方には、最終的に全事業を評価していただくということにいたしております。特に、4点目で行政評価に合わせてということで、これにつきましては、行政評価は市長事務部局で行っているわけでございますが、教育委員会でも本来対象事業でありますけれども、教育委員会では点検・評価というかたちを行っているので、今まで実施されていなかったわけですが、実際、考え方としては全ての事業が対象になるということです。それと今までの施策評価と事業評価の両方を行うということは、非常に事務的にも多大なものとなりますので、この手法を取り入れたかたちで点検・評価に位置付けるかたちで行っていただければと考えているところでございます。2番目のところに、25年度・26年度の実施方法等に記載してございますが、評価の進め方としまして表にしておりますけれども、まず、所管課が一次評価を4月から5月にかけて行いまして、7月・8月のところにございますけれども、教育、行政に詳しい学識経験者からなる外部評価委員にお願いしまして評価対象事業を抽出していただき、その点検・評価を行っていたしたこととしております。他の事業につきましては、先ほど申し上げましたように、内部で二次評価を行うことといたしております。その後に、教育委員の皆様方で総括的な評価をしていただきたいと考えております。その後、議決をいただきましたら、議会への提出・公表ということで考えているところでございます。25年度・26年度の対象事業の施策につきましては、2枚目・3枚目の表にございます事業が全般の事業ということでございます。この表につきましては、教育振興基本計画の上位計画であります、第五次総合計画の第1期の実施計画に掲載されている事業を、教育振興基本計画の枠組みに当てはめてリストアップしたものでございます。課毎に施策の数は異なっておりますけれども、これを全体の対象としたいと考えているところでございます。4枚目・5枚目はA3の折りたたんだ表になっております。これは、様式で、細かくなりますので説明は省略させていただきたいと思います。最後の6枚目が、外部評価委員及び事務局の二次評価あるいは最終的な教育委員の皆様に評価いただくためのシートになっております。これで最終的に評価をしていただきたいと考えております。それから、最初の資料にお戻りいただいて裏面の方をご覧いただきたいと思います。上の方が点検・評価の実施フローということで、こういうイメージで実施させていただければと思っております。下の方は、全体スケジュールとなっておりまして、年度毎の進め方をこのようにしたらということで、これは今後のことになりますけれども、進めさせていただければと思っております。協議については、毎年度協議いただいて、ご決定いただければと思っております。このスケジュールは、現時点で考えている

ものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 こういう作業をやりますと、かなり良い方向に向かうものなのですか。

総務課長 これまでの点検・評価におきましては、最終的に評価いただいたものが、A判定なりB判定ということで、施策を評価していただく中で、個々の事業でありますと、その事業は見直し・廃止とか市長事務部局の行政評価の中では出ているわけです。施策というかたちになると、施策を止めるというところまではいかないというかたちになりますので、行政評価は個々の事業まで見ていただく中で、廃止なり見直しなりというものが出てくる可能性もあるのではないかと思っております。今までの点検・評価の中でそういったところまでは踏み込めてはいなかつたような状況がございます。対応としては分析というかたちで大変な部分はございますけれども、やらないといけないものではないかということで、今回提案させていただいたところでございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、平成25・26年度教育委員会活動の点検・評価の実施方法等については、事務局案のとおりとすることに決定いたします。

7 報告事項

(1) 平成24年度「基礎・基本」定着度調査結果の公表について

委員長 次に、報告事項(1)について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 報告事項関係資料①をご覧ください。平成24年度「基礎・基本」定着度調査の結果について、概要をご報告いたします。1の調査の概要の(1)調査の趣旨でございますが、本調査は、県教育委員会が、県内の児童生徒を対象に実施するものでございます。本市におきましても、学習指導要領において身に付けることが求められている基礎的・基本的な内容のうち、読み・書き・計算等の基礎学力及び活用する力について、市全体の定着度の状況を調査し、今後の個に応じたきめ細かな指導方法の改善・充実を図ることを目的として実施しております。(2)調査の内容、(3)実施日、(4)対象等につきましては、お目通してください。次に、2の各教科の調査結果概要につきましては、教科毎に左から、校種・学年、年度、市・県の平均通過率とその差を示してございます。なお、平均通過率とは、平均正答率と同じと考えていただいて結構かと思います。県教委では、本調査における概ね定着の目安を平均通過率70%しております。右下の分析に示してありますように、小学校では、全教科において平均通過率が

70%を超えており、基礎・基本が概ね定着しているものと考えております。中学校は、国語と英語、及び1年社会と1年数学において、平均通過率が70%

を超え、概ね定着しているものと考えております。また、小学校の社会が県を0.3ポイント、理科が0.1ポイントわずかに下回ったものの、そのほかの教科は全て県の平均通過率を上回っております。なお、この分析には記載してありませんが、本年度は対象となります小5・中1・中3の14調査中で70%を超えたものが9つございました。昨年度が6でしたから3増加しており、市全体では、一定の改善が図られており、評価できると考えております。一方、県と市との比較で見ますと、その差が縮まってきているものが9つございます。県全体の学力が上がり、あるいは各地区の差があまりなくなってきたところでございます。本市におきましては、基本的な知識・技能について一層定着させる必要があると考えております。次に裏面の資料をご覧いただきまして、小学5年の社会の分析について、ご説明させていただきます。過去5年間の推移を見ますと、平成22年度以外は、県の平均通過率を下回っております。ただし、中学校に入ると県を上回ってまいります。例えば、平成20年度の差がマイナス0.7%でございますが、これが中1になりますと2.3%、中2で1.9%、同様に小学校5年生の時から比べ、中学校に上がりますと、改善されてくるということでございます。また、表の方に戻っていただきまして、今後も、理科・社会や国語・算数全教科バランスよく学力を向上させることが大切でございますので、系統性を踏まえ、基礎的な学力を定着させる指導方法の工夫・改善を図っていかなければならぬと考えております。また、年間を通して過去の問題等を活用して、基礎・基本の確実な定着に努めることが必要であると考えております。一番下の3の調査結果の活用につきましては、結果の概要を各学校に配布するとともに、市のホームページでも公表いたします。また、学校におきましては、家庭と連携して学力向上に取り組むために、保護者等に公表してまいります。以上で、平成24年度「基礎・基本」定着度調査の結果についての報告を終わります。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 数学と理科を見ますとやけに低いなと思います。7割が目途とされる中で、特に中学生については6割に留まっています。これは問題があまり良くなかったのか、それとも生徒のレベルが求められる水準に到達していないのか。仮に求められる水準に到達していないのであれば、この数字を見てどのような方策を考えているのかをお聞かせください。

学校教育課長 県教育委員会にのことにつきまして、県全体でもおよそ70%に届かないものがありますが、問題が妥当な問題かということも含めて話をしたところでございます。県教育委員会といたしましては、この問題で70%を目標にしておりますということでございます。本市におきましては、中学校の学力向上につきましては、本年度から3ヵ年かけまして、中学校授業力向上プログラムを実施いたします。全ての中学校の教員が3年間のうちに研究授業を行い、あるいは他の学校の公開授業等を参観して自主的に研修を深めるということをお願いしております。あわせてプロジェクトチームを作りまして、各教科の代表が集まり3ヵ年かけまして、分かりやすい授業のあり方等についてまとめ

して、3年後には、本・冊子にするとかDVD等の映像でまとめて、各学校の方にも指導力の向上に向けての普及が行われるような準備を行っているところでございます。

委員 生徒間に定着度の差がありすぎるのではないかと思います。平均すると70%を超えないのではないかでしょうか。高校入試で、数学が全く解けない生徒がいるようです。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(2) 平成24年度鹿児島市社会教育委員の会議について

委員長 次に、報告事項(2)について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 報告事項関係資料②をご覧ください。平成24年度鹿児島市社会教育委員の会議の結果につきまして、鹿児島市社会教育委員条例施行規則第4条の規定により、鹿児島市社会教育委員の会議の議長であります、永山恵子氏より協議のまとめを提出していただきましたので、ご報告をさせていただきます。2ページをご覧ください。平成24年度の社会教育委員の会議を年4回実施しました。テーマを家庭の教育力向上を図るために学校や地域等はどのように支援していくべきかとし、協議してまいりました。協議内容をまとめたものを3ページから7ページに掲げてございますので、ご覧いただきたいと思います。4回にわたる会議の中で、1つ目にこれから子育てや家庭教育の中で大切にしたいこと、2つ目に子育てに関する学習機会の充実、3つ目に家庭教育を支える地域の環境づくり、この3つの視点で8つのご提言をいただいたところでございます。なお、今年度いただきました協議のまとめにつきましては、保護者を対象として開催する研修会をはじめ、各種研修会等での資料として活用するとともに、今後の本市における社会教育行政施策の推進や生涯学習の充実に役立てまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(3) 国指定史跡の追加指定について

委員長 次に、報告事項(3)について、文化課長、説明をお願いします。

文化課長 報告事項関係資料③をご覧ください。国指定史跡の追加指定につきまして、ご報告申し上げます。1の指定概要でございますが、国の文化審議会が、鹿児島市指定文化財史跡の寺山炭窯跡、関吉の疎水溝と、旧集成館の拡大部分を、これまでの旧集成館と合わせて、史跡、国指定とするよう文部科学大臣に対して答申を行い、近日中に官報告示をもって正式指定される予定でございます。2の指定の文化財でございますが、名称は旧集成館附寺山炭窯跡、関吉の疎水溝でございます。所在でございますが、寺山炭窯跡は吉野町の少年自然の家の北側、関吉の疎水溝は、稻荷川上流の下田・川上町の境にございます。(5)の概要でございますが、旧集成館は、幕末に薩摩藩主島津斉彬が主導して造成された工場群であり、昭和34年に史跡指定されております。今回、集成館に供給する燃料となる白炭を製造した寺山炭窯跡と、集成館への用水施設である関吉の疎水溝、関吉からの水路跡が残る集成館後背地の拡大部分を追加指定とともに、名称を変更するものでございます。なお、これは九州・山口の近代化遺産群、世界文化遺産登録を見据えて、本市から文化庁に申請していたものでございます。3のこれまでの経緯及び4の根拠法令については、お目通しいただきたいと思います。次の資料の2ページが位置図でございます。ちょっと小さくて見づらいですが、右上方が寺山の炭窯跡、左上にございますのが関吉の疎水溝、下に青い囲みと赤い部分がございますが、こちらが旧集成館の拡大部分でございます。右側の3ページでございますが、旧集成館の中核となります反射炉跡、それから疎水溝の集成館口、左下が寺山炭窯跡、右下が取水口となります関吉の疎水溝でございます。以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～～～～～～～～～～～～

(5) 市議会関係の審議結果等について

(6) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(5)及び(6)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの34ページをお開きください。(5)市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。平成25年第1回市議会定例会は、3月19日に最終本会議が開かれまして、予算を含む教育委員会関係の議案3件いずれも原案どおり可決されました。議決に先立ちまして、所管の常任委員会が3月8日、11日、12日の3日間開催されました。主な質疑内容といたしましては、特別支援教育に関すること、防災教育に関すること、その他教育施策全般につき

まして様々な質疑がなされたところでございます。続きまして、(6)教育委員会関係の主な行事について説明いたします。そこに市立学校の入学式・入園式といたしまして、4つほど掲げてございますが、市立の小中高等学校並びに幼稚園の入学式・入園式が、記載のとおりの日程で行われる予定となっております。ちなみに、小学校の入学者数は、今年1月時点での取りまとめになりますが、全体で5,594人、これが新1年生でございます。昨年より500人ほど増える見込みでございます。次に、右側の方に移りまして、第23回椋鳩十児童文学賞の決定・記者発表が4月9日を予定しているところでございます。委員の皆様方には、賞が決定され次第、事前にご連絡したいと考えております。また、下の最後の丸でございますが、4月24日から6月3日まで、これに連動いたしまして市立図書館におきまして、椋鳩十児童文学賞作品展を開催する予定でございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の教育委員会定例会についてご連絡いたします。次回は、4月17日水曜日の16時から17時30分、1時間30分を予定しております。場所はここ教育委員会室でございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

8 閉会

委員長 それでは、24年度の最後の定例会ですので、一言ご挨拶申し上げます。この1年間本当にご苦労様でした。1年間を振り返ってみましたが、大津市のいじめ問題、それから、大阪市の桜宮高校の体罰問題、いろいろな問題があつて大変でしたが、鹿児島県及び鹿児島市もその例に漏れずいろいろあると思いますが、こういう問題は、避けて通れない問題ですし、特に今グローバル化して、何でも明るみになる時代ですから、まず、あからさまにして、みんなで良い方向を持っていくのが一番大事だと思います。それから、体罰の問題ですが、古い時代の少々は叩いても本人のためと思えば良いのではないかということが、心の中に残っているのではないかと思います。そういうことを教育委員会が各学校の先生方に対して、そういう心が無いように払拭することが大事だと思います。我々は人間ですから、言葉の力で相手を説得したり、良い方向を持って行ったりする、言葉の力を信じて熱心に粘り強く生徒を教育していくという観点に立たないといけないと思います。是非、25年度は、そういうことが無いように、教育委員会自ら先頭に立っていきたいと思いますし、私たち教育委員に何でも相談していただければと思います。何にしても和を一番大事にして、

積極果敢に高い志を持って教育を進めていく。何と言っても国の基本は教育ですから、教育がきちんとしなければいけないです。平成25年度も取り組んでいただきたいと思います。以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】